

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービス利用者負担額軽減制度

平成24年4月
奈良県長寿社会課

○ 趣旨 ー実施主体は、社会福祉法人ですー

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立され、地域福祉の推進を図ることが求められています。社会福祉法人が経営する施設・事業所は、その社会的役割の一環として生計が困難な低所得者の利用者負担の軽減を行うこととされています（平成12.5.1老発474）。

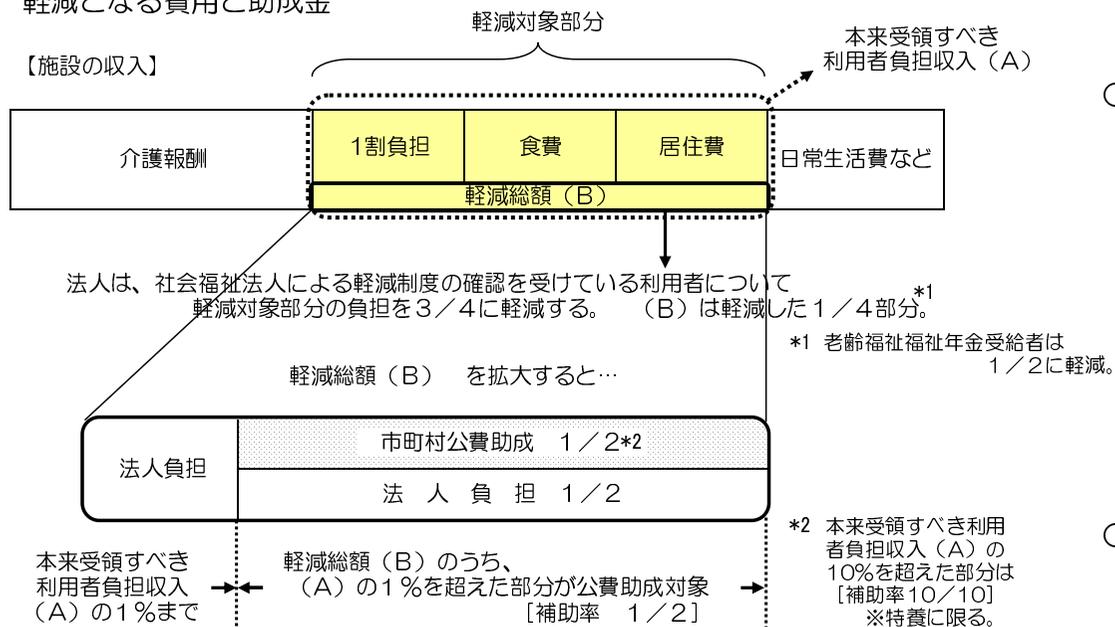
○ 対象となる人は…

市町村民税世帯非課税で、次のすべてを満たす人のうち、収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に考慮し、生計が困難であると市町村が認めた人（生活保護受給者の居住費を含む）

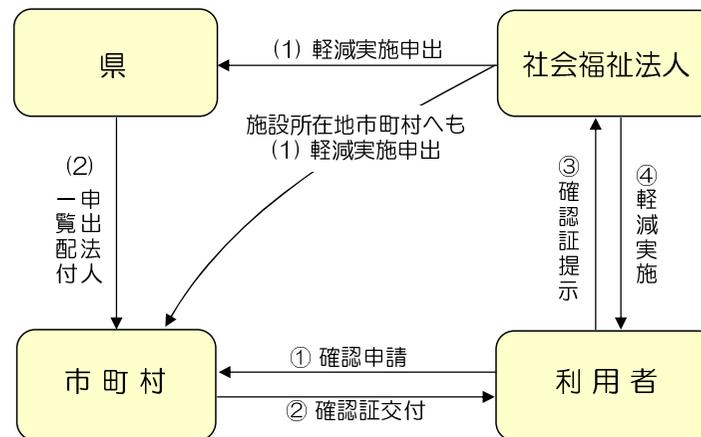
- (1) 年間収入 80万円 + 40万円（ユニット型 150万円 + 50万円）
- (2) 預貯金等 80万円 + 40万円（ユニット型 150万円 + 50万円）
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない。 ※「+〇〇万円」は世帯員が1人増えるごとに加算される額
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていない。
- (5) 介護保険料を滞納していない。

基準は市町村が定める。これは多い例。

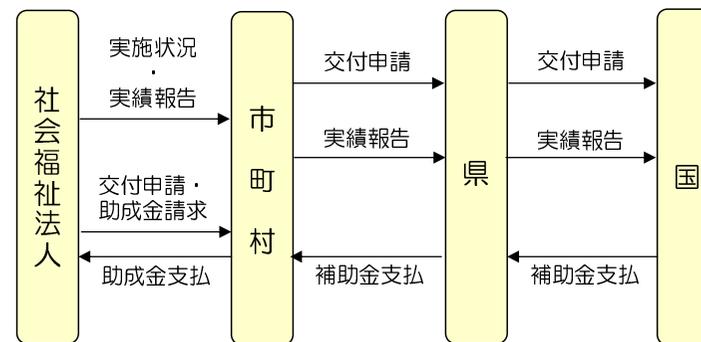
○ 軽減となる費用と助成金



○ 軽減実施までの流れ



○ 助成金交付までの流れ



○ 対象サービス

- ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ② ショートステイ
- ③ デイサービス
- ④ ホームヘルプ
- ⑤ 小規模多機能型居宅介護
- ⑥ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑦ 複合型サービス